政　令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十三号

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第二号イの規定に基づき、この政令を制定する。

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「又は同条第十二項」を「、同条第十二項」に改め、「入港届の提出」の下に「又は同条第十四項の規定による報告」を加え、同表第五号中「又は同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「入港届の提出」の下に「又は同条第五項の規定による報告」を加え、同表第一一号中「又は同条第二項」を「、同条第二項」に改め、「届出」の下に「又は同条第四項の規定による報告」を加え、同表第一二号中「又は同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「入港届の提出」の下に「又は同条第五項の規定による報告」を加え、第五七号の二の次に次の二号を加える。

五七の三	関税法施行令第六十二条の二第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述又は同条第二項の規定による意見の陳述
五七の四	関税法施行令第六十二条の十六第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述、同条第二項の規定による意見の陳述又は同条第四項第五号の規定による書面の提出

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○総務省告示第八十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第六条の十六第一項及び第二項並びに第十一条第十一項及び第十二項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第六百三十八号（平成九年自治省告示第百八十一号の全部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月十四日から施行する。

平成二十七年三月十三日

総務大臣　山本　早苗

本則中「第十一条第五十九項及び第六十項」を「第十一条第十一項及び第十二項」に、「第十一条第五十九項に」を「第十一条第十一項に」に、「第十一条第六十項に」を「第十一条第十二項に」に改める。

本則の表中東日本旅客鉄道株式会社の信越線のうち横川から篠ノ井までの項中「篠ノ井まで」の下に「及び長野から妙高高原まで」を加え、「長野市大字南長野字幅下六八八番地二」を「上田市常田一丁目三番三九号」に改め、九州旅客鉄道株式会社の鹿児島線のうち八代から川内までの項の次に次のように加える。

東日本旅客鉄道株式会社の信越線のうち妙高高原から直江津まで及び西日本旅客鉄道株式会社の北陸線のうち直江津から市振まで	えちごトキめき鉄道株式会社	新潟県上越市西本町三丁目八番一二号
西日本旅客鉄道株式会社の北陸線のうち市振から倶利伽羅まで	あいの風とやま鉄道株式会社	富山県富山市諏訪川原一丁目三番二二号
西日本旅客鉄道株式会社の北陸線のうち倶利伽羅から金沢まで	ＩＲいしかわ鉄道株式会社	石川県金沢市鞍月一丁目一番地